

○厚生労働省告示第百四号  
介護保険法（平成九年法律  
に要する費用の額の算定に關

し、平成二十七年八月一日から適用する。  
平成二十七年三月二十三日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の1のイ(1)～bを次のように改める。

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表の(ア)の(イ)を次のものとする。	
(イ)	旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)
a	要介護 1
b	要介護 2 又は要介護 3
c	要介護 4 又は要介護 5
○厚生労働省告示第4号	
介護保険法(平成九年法律第四百一十三号)第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サークルに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第四百一十七号)の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。	
	700単位
	800単位
	923単位

### b 小規模介護福祉施設サービス費(II)

要介護 1  
要介護 2  
ii 1

要介護3 iii  
要介護4 iv

v 要介護5  
別表の1のイ(2)丁に次のように改める。

b 旧播置人所者介護福祉施設等  
i 要介護1

ii

別表の1のイ(2)①を次のように改める。

小院裏佔相處人所指乃峻惟性施設  
要介護1

要介護2又は要介護3  
要介護4又は要介護5  
iii 11

○厚生労働省告示第百五号  
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第

サービスに要する費用の額の算定に関する基準

平成二十七年三月二十三日

(2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生

(二) 要介護 1 介護 2

(三) 要介護3  
(四) 要介護4

(五) 要介護5  
要介護5の特徴。

## (二) 經過的地域密着型介護老人福祉施設

要介護者を扶助する

要介護3  
要介護2  
C

d 要介護4  
e 要介護5

○厚生労働省告示第百一六〇号	介護保険法（平成九年法律第二百一十一号）第五十三条第一項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百一十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。	700単位 800単位 923単位	
(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)	平成二十七年三月二十二日	厚生労働大臣 塩崎 恭久	
a 要介護 1	547単位		
b 要介護 2 又は要介護 3	614単位		
c 要介護 4 又は要介護 5	682単位		
814単位	749単位		
700単位	763単位		
830単位	893単位		
955単位	923単位		
(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)			
a 要支援 1	460単位		
b 要支援 2	573単位		
別表の〇のイニ子目を次のよう改める。			
(二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)			
a 要支援 1	438単位		
b 要支援 2	539単位		
○厚生労働省告示第百一七〇号			
介護保険法（平成九年法律第二百一十一号）第五十三条第一項第一号の規定に基づき、介護保険法第五十三条の三第二項第一号に規定する特定介護保険施設における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第三項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十七年厚生労働省告示第四百二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。			
平成二十七年三月二十二日			
厚生労働大臣 塩崎 恭久			
表多床室の項を削り、従来型個室（老健・療養等）の項の次に次のように加える。			
多床室（特養等）	〇のイニ子目八百四十円		
多床室（老健・療養等）	一四〇〇円		
備考五中「多床室」を「多床室（老健・療養等）」に改め、「単独型短期入所生活介護費(II)・併設型短期入所生活介護費(II)」「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)」「介護福祉施設サービス費(II)・小規模介護福祉施設サービス費(II)」「単独型介護予防短期入所生活介護費(II)・併設型介護予防短期入所生活介護費(II)」及び「居室」を削り、同備考五を同備考六とし、同備考四の次に次のように加える。			
五	備考五の表において「多床室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(II)若しくは併設型短期入所生活介護費(II)・指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)・指定施設サービス介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(II)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(II)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(II)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(II)を算定すべき者が利用する居室をいう。		
恭久			
恭久			
700単位	763単位		
830単位	893単位		
895単位	955単位		